

令和7年度 老人ホーム誠和荘 処遇改善計画書

令和7年度の老人ホーム誠和荘の処遇改善計画は、特別養護老人ホーム誠和荘（ショートステイ含む）及びデイサービスセンター誠和荘の介護報酬の処遇改善加算の収入を、3つの旧加算に按分して、昨年までと同様にそれぞれの旧加算の割合で支出するものとする。

また、養護老人ホーム誠和荘及び誠和荘居宅介護支援事業所の支出に関しても同様することにより、誠和荘の全職員の処遇改善の平等性を図るものとする。

1 処遇改善加算収入の年間見込み金額

単位：円

特養	ショート	ショート (予防)	デイ	デイ (独自)	合計
35,337,427	5,350,111	0	4,574,995	477,571	45,740,105

上記処遇改善加算年間見込み金額の内訳を旧加算に割り振った金額は下記の通り。

単位：円

旧処遇改善加算	旧特定処遇改善加算	旧ベースアップ等 支援加算	合計
31,980,076	8,505,913	5,254,116	45,740,105

2 特養とデイサービスの職員及び準職員への処遇改善の支出金額

単位：円

本俸での支出金額	一時金での支出金額	手当での支出金額	合計
66,321,428	8,553,744	5,709,600	80,584,772

3 養護と居宅の職員及び準職員への処遇改善の支出金額

単位：円

本俸での支出金額	一時金での支出金額	手当での支出金額	合計
18,353,955	3,262,372	2,781,600	24,397,927

誠和荘での処遇改善の合計金額 104,982,699円

令和7年度 老人ホーム誠和荘 処遇改善一時金計画書

処遇改善一時金について下記の通り支給する。

1 支給金額及び対象者

令和7年度介護報酬の処遇改善加算の収入の内、旧特定処遇改善加算の割合で金額を算出し、算出した金額を特別養護老人ホーム誠和荘及びデイサービスセンター誠和荘の全職員及び全準職員へ経験と技能を考慮して分配する。

特別養護老人ホーム誠和荘及びデイサービスセンター誠和荘で経験技能有と無別に1人当たり算出された額と同額を、養護老人ホーム誠和荘及び誠和荘居宅介護支援事業所の全職員及び全準職員へ支給する。ただし、施設長は除くものとする。

2 支給対象者の経験と技能の考え方

【経験】(10年以上)

職種	経験の期間
介護職員、生活相談員、介護支援専門員、支援員、事務員	介護施設又は病院等で介護職員・生活相談員・介護支援専門員・支援員・事務員として勤務した期間
看護職員	介護施設又は病院等で看護職員として勤務した期間
栄養士	介護施設・病院又は、給食業者等で栄養士として勤務した期間

【技能】(有資格者)

正職員は、給料表でB等級のものは、有資格者として扱う。

準職員は、介護福祉士、看護師(正、準)、栄養士の資格保持者を有資格者として扱う。

3 支給方法

3月1日及び12月1日にそれぞれ在職している者(準職員は3ヶ月以上雇用している者)に、旧特定処遇改善加算の割合で算出した金額の半額ずつを支給する。

4 支給財源

特別養護老人ホーム誠和荘及びデイサービスセンター誠和荘については処遇改善加算の収入、養護老人ホーム誠和荘については、令和6年度措置費支弁額の人件費増額分を、誠和荘居宅介護支援事業所については、法人持ち出しを充てるものとする。

5 支給日

令和7年12月10日、令和8年3月25日